

平成31年1月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成31年1月10日(木) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 12番 鈴木 直孝 13番 上森 力
14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司
18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 11番 日下 崇

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 3番 棒引 昭治 18番 松本 忠巳

議長 皆さん。あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひします。いよいよ「平成」も終わるということで、皆さんも、この30年間をどのように過ごされてきたか振り返る機会もあったかと思うのですが、農業においては、やはり、後継者がいないという状況が深刻化し、農家にとっては厳しい状況に直面してきたと感じております。昨年、田辺市の都市計画マスタープランの会議に出席し議論しましたが、今後10年間の田辺市のまちづくりについて意見を交わしたのですが、市の産業の一つである農業を今後10年間どのように支えていくか。今後も厳しい時代は継続するのではないかと心配もしております。新聞の報道では、梅が高単価で取引され、みかんも高単価で取引されたなど、農業者には明るいニュースもございました。このような良い状況が数年前から続いていたらと感じております。しかしながら、若い後継者、特に20歳代の後継者は非常に少数であり寂しさを感じます。農業者にとって良い状況が拡大すれば、UターンやIターンにより、当地で農業をしてくれる方が増加することにも期待されます。我々としても良い状況を生み出せるよう農業に携わっていきたいと思います。皆さまも農家の力になっていただきたいと思っています。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございましたので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4、590㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成30年12月7日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1、057㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間米1俵・持参払い、期間は平成31年2月1日から平成36年1月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2、200㎡、他1筆、合計4、883㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間8万円・

口座払い、期間は平成31年2月1日から平成41年1月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1, 111㎡、他1筆、合計1, 153㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、全体で年間2万円・持参払い、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、950㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成33年1月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 750㎡、他2筆、合計7, 813㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間3万円・持参払い、期間は平成31年2月1日から平成31年7月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、717㎡、他1筆、合計1, 166㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、651㎡、他10筆、合計17, 757㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間1万5千円・持参払い、期間は平成31年2月1日から平成41年1月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 863㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のすもも、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、430㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、159㎡、他1筆、合計791㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、287㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、293㎡、他1筆、合計552㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、453㎡、他1筆、合計1, 163㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成35年1月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、519㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米10kg・持参払い、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、468㎡、他3筆、合計1, 617㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成31年2月1日から平成35年1月1日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、596㎡、他1筆、合計1, 530㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、

948㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稲、年間米2斗持参払い、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、900㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,031㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成51年1月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、779㎡、他1筆、合計1,753㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、495㎡、他5筆、合計4,056㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成31年2月1日から平成34年1月31日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,312㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成51年1月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、934㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成51年1月31日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、515㎡、他7筆、合計1,752㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、604㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成31年2月1日から平成37年1月31日の新規です。合計25件、60筆、58,821㎡、貸し手23名、借り手17名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

- 議 長 それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。
(なしの声)
- 議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。
続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番から3番まで更新です。異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新です。異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
- 議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番から14番異議ございません。

議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、16番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ということで、16番異議ございません。

議 長 はい、17番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、21番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、22番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。22番23番異議ございません。

議 長 はい、24番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。24番25番異議ございません。

議 長 はい、それでは、以上25件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で基盤法に係る議案は終了しました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日、11番日下崇委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、18番松本委員さん、3番棒引委員さんよりしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は565㎡、他3筆、合計1,932㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,590㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,532㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。

4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は466㎡、他1筆、合計766㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は39㎡、他3筆、合計276㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は371㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は149㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書有りです。以上7件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人は最近、相続によりこの農地を取得しましたが、遠方に住んでいるため、これらの農地の近くの譲受人に譲り渡したいとのこと。1番異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番3番いずれも譲渡人が高齢とのことで異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人と譲受人は夫婦です。夫の譲受人が最近健康を害したため妻に贈与するとのこと。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請7件異議なしとのこと。ありがとうございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は260㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫1棟74.23㎡、作業場185.77㎡、合計260㎡、着工日、工事期間は許可日より5ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共

に畑、面積は683㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設683㎡、49kW、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。このことについて報告書が添付されています。同意書が得られなかった1名の隣接農地所有者からは、太陽光発電施設設置には反対ではなく、問題はないと口頭による承諾を得ている。署名・押印する行為に抵抗があるとのことで同意書をえられなかったとの内容です。水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査の報告を行います。先日1月8日に〇〇〇〇、委員、那須局長、岡内係長、里上企画員、それに私の5名で、19件の現地調査を行ってきました。それでは、4条申請から説明いたします。1番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約250m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が公衆用道路、北側が宅地、転用理由は、申請人が現在使用している倉庫が手狭となってきたことから、自宅前に広い倉庫が必要となり転用するものです。転用内容は農業用倉庫・作業場を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約500m、現況は梅畑です。隣接状況は東側が山林、西側が畑、南側が畑、北側が畑、転用理由は、申請人は、制服販売を本業としており、農業縮小と土地の有効利用を考え、太陽光発電施設として転用するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル198枚設置 49.0kW発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意が一部ありません。事務局から説明がありましたように、隣接農地所有者からは、太陽光パネル設置に反対ではなく署名押印は抵抗があるため断られたとのことです。水利同意はあります。許可相当と判断します。以上です。

議 長

ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農業用倉庫への転用です。1番異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。隣接同意が得られていない方もおられますが、特に反対ではないとのことですので、異議ございません。

議 長

はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員

4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地

の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は235㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟94.12㎡、駐車場等140.88㎡、合計235㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成28年11月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,139㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材倉庫1棟162㎡、駐車場・資材置場977㎡、合計1,139㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。続きまして3番と4番を合わせて一つの貸資材置場とする申請でございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は177㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は貸資材置場1,311㎡、これは4番の申請と合計した面積です。着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は93㎡、他2筆、合計1,134㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人以下は3番と同様です。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は792㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事務所1棟206.04㎡、駐車場等585.96㎡、合計792㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は55㎡、他2筆、合計498㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅4棟223.84㎡、駐車場・庭園等274.16㎡、合計498㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第1種中高層住居専用地域）にありますので、第3種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況が畑、面積は116㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場116㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は594㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇

〇〇字〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟173.28㎡、道路・庭園等420.72㎡、合計594㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地で、第2種農地です。続きまして9番と10番を合わせて一つの資材置場とする申請でございます。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は78㎡、他2筆、合計2,345㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場2,561㎡、これは10番の申請と合計した面積です。着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は216㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人以下は9番と同様です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は413㎡、他2筆、合計1,381㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,381㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は843㎡、他2筆、合計1,952㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は簡易宿所2棟111.94㎡、庭園1,840.06㎡、合計1,952㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成30年11月9日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。始末書有りです。このことにつきまして始末書が添付されています。申請地は、これまで付近の方からご指摘を受けることもなく庭園として利用してきました。今回、簡易宿所建築のための申請を進める中で、農地法を改めて知ることになりました。これまでの行為をお詫びした上で、今後、関係法律等を遵守いたしますので、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。続きまして13番から15番は隣接した農地に3つの太陽光発電施設を設置する申請でございます。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は896㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設896㎡、33kW、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成25年6月25日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は792㎡、譲渡人及び譲

受人は13番と同じです。使用目的及び規模は太陽光発電施設792㎡、38.5kW、以下、13番と同じ内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,289㎡、譲渡人及び譲受人は13番と同じです。使用目的及び規模は太陽光発電施設1,289㎡、49.5kW、以下、13番と同じ内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上15件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。5条申請の1番から8番まで説明させていただきます。それでは、1番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約300m、現況は畑です。隣接状況は東側が市道・雑種地、西側が畑、南側が県道、北側が畑です。転用理由は、譲受人は当該地付近で居宅新築のため、適切な土地を探しておりましたが、見つからなかったため、譲渡人である叔父に相談したところ、当該農地への居宅建築の承諾を得たことから、転用するものです。転用内容は住宅、駐車場2台分とします。高さ0.2～0.87mの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに敷地東側の新設側溝を經由し県道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約200m、現況は畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が田、南側が畑・水路、北側が畑・田・水路です。転用理由は、譲受人は土木業及び建築業を営んでおり、市内や市外への移動がしやすい資材置場等の用地を探していたところ、高齢のため経営縮小を考えていた譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は資材倉庫・作業場・資材置場とします。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。3番と4番について、申請場所は〇〇〇〇から北へ約150m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地・県道、西側が畑・道路、南側が畑、北側が市道です。転用理由は、譲受人は土木業を営んでおり、事業拡大のため事務所から近い資材置場用地を探していたところ、整体師業を行っている譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は貸資材置場とします。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約300m、現況は畑です。隣接状況は東側が山林、西側が雑種地、南側が市道、北側が畑です。転用理由は、譲渡人は、相続により取得しましたが、農業経営の縮小を考えていたところ、この度、事務所と駐車場用地として転用するものです。転用内容は事務所、駐車場8台とします。切土及び盛土はありません。汚水は合併処理後、雨水とともに南側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。6番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約200m、現況は畑です。隣接状況は東側が市道、西

側が宅地、南側が市道、北側が宅地です。転用理由は、譲渡人は、高齢で耕作が困難となっており、土地の有効利用を考えていたところ、この度、分譲住宅用地として転用するものです。転用内容は分譲住宅4戸とします。高さ25～85cmの切土及び高さ45～62cmの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに南側市道側溝へ放流です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約90m、現況は畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が市道です。転用理由は、譲渡人は、高齢で耕作が困難となっていたところ、従業員の駐車場用地を探していた譲受人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は駐車場3台とします。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透及び北側市道側溝へ放流です。隣接同意及び水利同意は不要です。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が市道、西側が市道・宅地、南側が畑・宅地、北側が市道です。転用理由は、譲渡人は長年耕作していましたが、近年の住宅化に伴い耕作しづらく不安を感じていたところ、申請地付近で分譲住宅用地を探していた譲受人との話がまとまり、この度、転用するものです。転用内容は分譲住宅3戸とします。高さ11～84cmの切土及び高さ6～78cmの盛土を行います。汚水は合併処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。9番と10番について、申請場所は〇〇〇〇から北西へ約500m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田・市道・雑種地、西側が畑・山林、南側が畑、北側が雑種地です。転用理由は、譲受人は現在、市道をはさんで、申請地に対面する川側の土地を資材置場として利用しているが、台風等で浸水するため、高台の土地を探していたところ、営農の縮小を考えていた譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は資材置場とします。高さ1mの切土及び高さ12～55cmの盛土を行います。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。11番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約500m、現況は休耕田及び休耕畑です。隣接状況は東側が畑・山林・宅地、西側が田・宅地、南側が畑・田・山林・里道、北側が山林、転用理由は、譲渡人は高齢や獣害のため、営農の縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル324枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。12番、申請場所は〇〇〇〇から北西へ約300m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が山林・河川、西側が市道、南側が水路・山林、北側が市道です。転用理由は、賃貸人の所有農地を、その賃貸人が経営する法人との間で賃貸借契約を結び、法人が簡易宿所等を増設するものです。転用内容は簡易宿所・庭園とします。切土及び盛土はありません。汚水は合併処理後、雨水とともに北側市道側溝へ放流です。庭園部分は自然浸透です。隣接同意は不要、水利同意はあります。始末書

も添付されており、問題ないと思います。13番から15番について、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約600m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が水路・宅地、西側が畑・山林・墓地・公衆用道路・里道、南側が市道、北側が水路・原野、転用理由は、譲渡人は高齢や獣害のため、営農の縮小を考えていたところ、この度、譲受人からの要望もあり、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル168枚設置 33.0kw発電設備とパネル192枚設置 38.5kw発電設備とパネル288枚設置 49.5kw発電設備の合計3施設を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。

- 議 長 ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から4番異議ございません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番6番異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番10番異議ございません。
- 議 長 はい、11番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番異議ございません。
- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。12番異議ございません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番から15番異議ございません。
- 議 長 はい、以上15件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。質問させて下さい。13番から15番の太陽光発電施設について、隣接農地とのことですが、それぞれ接しているのですか。
- 里上 企画員 間に里道を挟んでいる箇所と2筆の農地を挟んでいる箇所がある農地の配置となっています。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これら3筆の農地が接しているのではないのですね。
- 里上 企画員 はい、接してはいません。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。一つの農地を申請前に分筆したということではないのですね。
- 里上 企画員 はい。
- 岡内 係長 分筆したとしても、譲受人は同一人物であるため、農地法の申請上は一連の施設として考えます。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。仮に、一つの農地を申請前に3筆に分筆し、それぞれの地番の土地に独立した太陽光発電施設を設置する場合、譲受人は同一であっても申請は可能ですか。

岡内 係長 今回の13番から15番の申請と同じ考え方となり、経済産業省の認可が済んでいる、あるいは、見込まれるなら申請は可能です。この地域は50kw以上の高圧施設の設置は可能でない地域であり、50kw未満の低圧施設を複数設置する計画になってしまいます。県太陽光発電事業の実施に関する条例の対象施設は50kw以上のため、50kw未満の施設が複数であっても、その対象にはなりません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。県の太陽光発電施設の条例の対象にはならないということですね。やはり条例の意味がなさないと感じます。

議 長 県太陽光発電事業の実施に関する条例については議論を重ねてきていますが、橋本市では50kw未満の施設を対象とした条例を制定するようであります。それでは改めまして15件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

里上 企画員 9ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は385㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和37年頃に雉の養殖場として建物を建築し、現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が原野、面積は228㎡、他2筆、合計1,093㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は海岸に近く、海風や高潮の影響を受け、耕作に適さなかったため、祖父の時代から耕作放棄地状態となっており、50年以上は原野状態のまま現在に至っております。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は360㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は昭和44年に住宅を建築し、現在に至っております。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約500m、現況は宅地です。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が市道、北側が畑・宅地です。申請地には、当初、祖父が建てた小さな鶏小屋があったが、昭和37年頃から養殖場として5年前まで使用し、現在に至っております。近隣住民および地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約900m、現況は原野です。隣接状況は東側が山林、西側が山林、南側が市道、北側が原野・山林です。この土地は海岸に近く、海風や高潮の影響を受け、耕作に適さなかったため、祖父の時代から耕作放棄地状態となっておりました。その後も耕作する者

がいなかったため、50年以上は原野状態のまま現在に至っております。近隣住民および地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約700m、現況は宅地です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が市道、北側が山林です。申請地は、昭和44年に建物を建築し、母親の亡き後、平成22年からは空き家状態となり、平成25年には賃貸住宅として改修し、現在に至っております。近隣住民および地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。1番について願出人さんは相続によりこの土地を取得しましたが遠隔地に住まいされており、土地の管理もできず、宅地として処分を考えておられ、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。2番について、すぐ前が海岸です。私も若い頃、よく近くに出かけましたが、その頃からも農地はありませんでした。現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

議 長
〇〇番 委員

議 長
〇〇番 委員

議 長
委員 全員

議 長
里上 企画員

議 長
〇〇番 委員

ありがとうございます。1番の養殖場は現在も養殖をされているのですか。〇〇番〇〇です。願出人の父親が亡くなっており、養殖場は廃屋のような状態です。

はい、わかりました。続きまして3番。〇〇番〇〇です。3番異議ございません。

はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

10ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,043㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は431㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は375㎡、申請人以下は2番と同様です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約200m、現況は田です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が市道、北側が畑です。形状変更の理由は、申請地は本年11月に取得し、以前は水稻を栽培されていたが、土壌は湿地であり、かつ、梅畑にするには作業面で効率が悪く、市道の高さまで盛土して梅畑に形状変更を行うものです。高さ60cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び既設水路へ放流です。隣接同意、水

利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約300m、現況は田です。隣接状況は東側が田、西側が畑、南側が市道、北側が宅地です。形状変更の理由は、申請地に接して、県道の拡幅工事が行われています。この度、進入の利便性からその県道と同じ高さまで盛土し、野菜畑に形状変更を行うものです。高さ2mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び西側既設水路へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約300m、現況は田です。隣接状況は東側が田・公衆用道路、西側が田、南側が田、北側が宅地です。形状変更の理由は、申請地に接して、県道の拡幅工事が行われています。この度、進入の利便性からその県道と同じ高さまで盛土し、野菜畑に形状変更を行うものです。高さ2mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び南側既設暗渠へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。

- 議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおり、1番異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。大雨が降ると浸水する農地です。現地調査委員さんの報告のとおり、2番3番異議ございません。
- 議 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。
- 里上 企画員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は307㎡、他3筆、合計1,727㎡、作物は水稲と梅、10アール当たりの収穫量は水稲が100kg、梅が1,000kg、希望価格は各25万円の合計100万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、所有者は高齢で耕作ができなくなっており、他の所有農地も以前に売買したり、貸したりしている状況であり、これらの農地についても農地として利用していただける方に譲りたいとのことであり、今回、あっせんの申出がございました。
- 議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号農地等売渡あっせん申出の1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、無いようですので、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。続きま

して、報告第1号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は541㎡の内11.13㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農作業用駐車場11.13㎡、転用面積11.13㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は203㎡の内12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は220㎡の内12㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出いたしました4条申請2件、5条申請3件につきましては無事答申されましたことをご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告がございますのでお願いします。

片井 企画員 農業者年金加入推進活動の状況について報告あり。

議 長 はい、ありがとうございます。ほかに無ければ、本日はこれで閉会いたします。慎重にご審議いただきましてありがとうございました。

午後3時25分終了